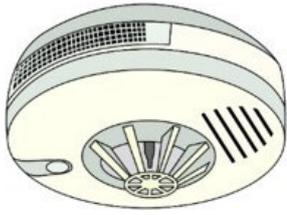


消防職員が訪問して、住宅用火災警報器の

取付け支援を実施します。



～住宅用火災警報器の取付け支援のご案内～

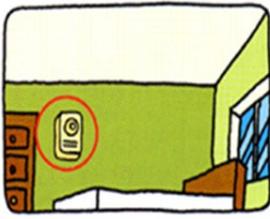
住宅用火災警報器を購入したものの、ご自身で取付けることが困難な高齢者や障がい者世帯を対象として、消防職員が直接市民の皆さんのお宅を訪問し設置のお手伝いをします。

住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して、あなたに**火災の発生**を**警報音**や**音声**で知らせてくれます。

※消防法で一般の住宅への設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器を設置する場所



主寝室



寝室がある階の階段



台所

※台所は熱式のものを設置することも可能です。

1 対象世帯

住宅用火災警報器を取付けることが困難な、高齢者や障がい者世帯のうち、取付け支援を希望する世帯

2 申込方法

お近くの消防署へ直接お越しいただくか、電話FAX等でお申込みください。

なお、代理の方のお申込みも可能です

3 注意事項

(1) 住宅用火災警報器の購入を支援するものではありません。ご自身でご用意ください。

お近くの電気店やホームセンターでご購入できます。

(2) 必ず立会いをお願いします。

【申込先・お問合せ先】

緑消防署総務・予防課 電話/FAX 045-932-0119

受付け期間 平日 8:30～17:00

